

猪名川上流広域ごみ処理施設組合が設置するごみ処理施設に  
係る環境影響調査等の実施に関する条例施行規則

平成23年8月8日 規則第38号

改正 平成30年10月1日規則第43号  
令和5年3月31日規則第60号

(趣旨)

第1条 この規則は、猪名川上流広域ごみ処理施設組合が設置するごみ処理施設に係る環境影響調査等の実施に関する条例(平成23年猪名川上流広域ごみ処理施設組合条例第37号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(環境影響調査の実施項目等)

第2条 条例第2条第3項の規定による年度別の環境影響調査の実施項目は、別表1のとおりとする。

2 運転委託者の変更、大規模修繕の実施又は別表1に掲げる排出源モニタリング結果に異常が見られた場合には、必要に応じ別表1に掲げる環境モニタリングの項目を追加し、実施することとする。

(縦覧の期間等)

第3条 条例第3条第1項の規定による公告事項は次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 縦覧の場所  
(2) 縦覧の期間

第4条 条例第3条第1項の規定による縦覧の期間のうち、猪名川上流広域ごみ処理施設組合の休日を定める条例(平成12年猪名川上流広域ごみ処理施設組合条例第1号)第2条第1項各号に掲げる日は、休日とする。

2 縦覧の時間は、条例第3条第2項の各号に掲げる場所ごとに管理者が定めるものとする。

(縦覧の手続)

第5条 条例第3条第1項の規定により縦覧に供された環境影響調査報告書を縦覧しようとする者(以下「縦覧者」という。)は、縦覧申込書(様式第1号)に必要な事項を記入しなければならない。

(縦覧者の遵守事項)

第6条 縦覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 環境影響調査報告書を縦覧の場所から持ち出さないこと。  
(2) 環境影響調査報告書を汚損し、又は損傷しないこと。  
(3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。  
(4) 係員の指示があった場合には、それに従うこと。

2 管理者は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止

することができる。

(補則)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

#### 付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成30年規則第43号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（令和5年規則第60号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。



様式第1号（第5条関係）縦覧申込書

月　　日	氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)	住所(法人にあっては主たる事務所の所在地)